

平成19年5月18日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田辺和夫
(コード番号 8309 東証第一部)
中央三井信託銀行株式会社
三井アセット信託銀行株式会社

グループ内企業の再編と三井トラスト・ホールディングス株式会社並びに三井アセット信託銀行株式会社の商号変更等について

三井トラスト・ホールディングスは、本日開催の取締役会にて、グループ経営の一層の強化を図る観点から、傘下銀行である中央三井信託銀行の資産運用関連子会社2社(中央三井アセットマネジメントと中央三井キャピタル)を三井トラスト・ホールディングスの直接出資子会社とすることを決議いたしました。

また、これを機に、グループのブランド力を強化する観点から、本年6月28日に開催を予定している第6回定時株主総会に、「三井トラスト・ホールディングス株式会社」の商号を「中央三井トラスト・ホールディングス株式会社」へ変更することについて付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

併せて、当グループブランド統一の観点から、関係当局の認可等を前提として、三井トラスト・ホールディングスの傘下銀行である「三井アセット信託銀行株式会社」の商号も「中央三井アセット信託銀行株式会社」に変更する予定です。

記

1. グループ内企業の再編について(資産運用関連子会社2社の三井トラスト・ホールディングスによる直接出資子会社化)

(1) 直接出資子会社化の目的

当グループは、信託銀行グループとして培ってきた資産運用ノウハウを最大限に活かせる投資信託関連業務、プライベートエクイティ関連業務などの資産運用関連業務の強化を従来より進めてまいりました。

今後、資産運用関連業務については一層強化していく方針であります。そのためには、より戦略的な業務展開を進めていくことのできる態勢を整備するとともに、内部管理態勢を強化していくことが重要であると認識しております。

このような観点を踏まえ、今般、これまで中央三井信託銀行の子会社としていた中央三井アセットマネジメント(投信委託業務)と中央三井キャピタル(プライベートエクイティファンド運用業務)を三井トラスト・ホールディングスの直接出資子会社とすることとしたものであります。

これにより、三井トラスト・ホールディングスの直接出資子会社は、特色ある業務を担う2つの信託銀行(中央三井信託銀行と三井アセット信託銀行)と、2つの資産運用会社(中央三井アセットマネジメントと中央三井キャピタル)となります。

(2) 直接出資子会社化の方法等

ア. 対象会社の概要

		中央三井アセットマネジメント(株)	中央三井キャピタル(株)
設立		昭和 61 年 9 月 19 日	平成 12 年 3 月 1 日
本社所在地		東京都港区芝 3-23-1	東京都中央区日本橋室町 3-2-8
社長		津守美信	名取秀雄
資本金		300 百万円	497 百万円
業務内容		投信委託業務	プライベートエクイティファンド運用業務
株主		中央三井信託銀行 50% 中央三井信用保証 25% 中央三井カード 25%	中央三井信託銀行 100%
業績	決算期	平成 19 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
	営業収益	10,350 百万円	986 百万円
	当期純利益	842 百万円	267 百万円
その他参考指標		投信運用資産残高 約 2 兆 2,300 億円	ファンド運用資産残高 約 1,100 億円

イ. 直接出資子会社化の方法

現在の株主から三井トラスト・ホールディングスが現金にて買取る方法を検討しております。

ウ. 直接出資子会社化の時期

平成 19 年 10 月 1 日を予定しております。

2. 三井トラスト・ホールディングス並びに三井アセット信託銀行の商号変更等について

(1) 商号変更等の目的

以上のような資産運用関連子会社 2 社の三井トラスト・ホールディングスによる直接出資子会社化を機に、当グループのブランドを、日頃からリテール業務を通じて多くのお客さまに親しまれている「中央三井」に統一することにより、ブランド力の強化を図る方針といたしました。

これに基づき、三井トラスト・ホールディングスと三井アセット信託銀行の商号を「中央三井」を冠する商号に変更するものです。

(2) 商号変更内容について

ア. 三井トラスト・ホールディングスの商号変更内容について

株主総会にて承認可決されることを前提として以下の通り商号を変更する予定です。

(ア) 和文商号

「三井トラスト・ホールディングス株式会社」を「中央三井トラスト・ホールディングス株式会社」に変更

(イ) 英文商号

「Mitsui Trust Holdings, Inc.」を「Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.」に変更

イ. 三井アセット信託銀行の商号変更内容について

関係当局の認可等を前提として以下の通り商号を変更する予定です。

(ア) 和文商号

「三井アセット信託銀行株式会社」を「中央三井アセット信託銀行株式会社」に変更

(イ) 英文商号

「Mitsui Asset Trust and Banking Company, Limited」を「Chuo Mitsui Asset Trust and Banking Company, Limited」に変更

(3) グループブランドについて

当グループは、従来、「三井トラストフィナンシャルグループ」をグループのブランドとしておりましたが、持株会社である三井トラスト・ホールディングスの商号変更等を機に、「中央三井トラスト・グループ」をグループのブランドとして使用する予定です。

(4) 商号変更等の時期

平成19年10月1日を予定しております。

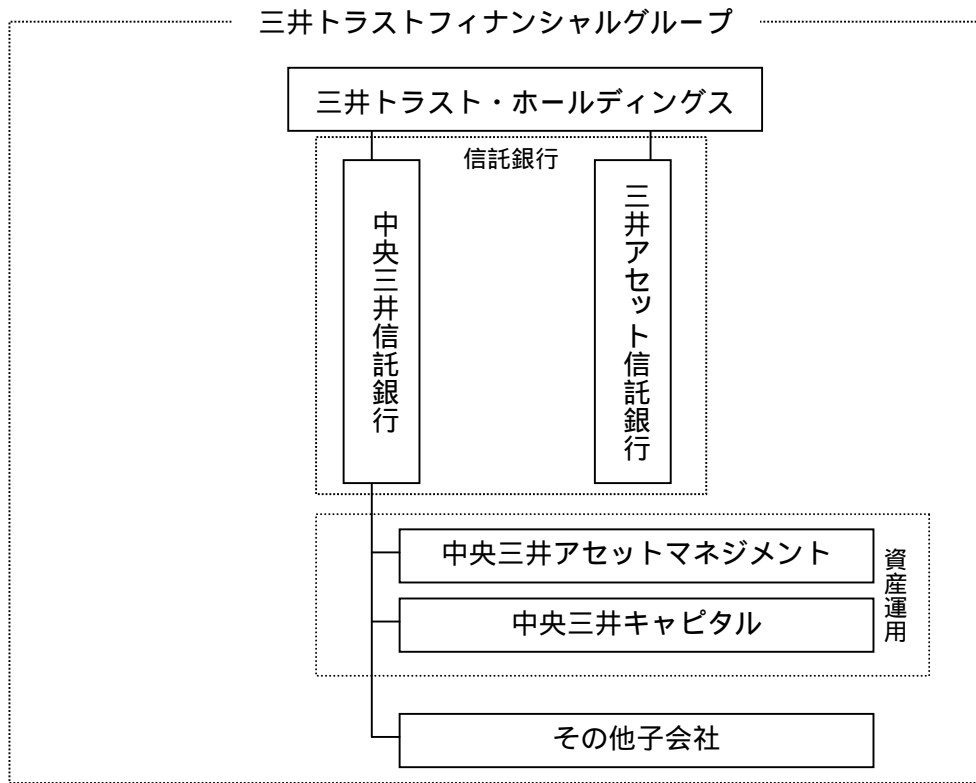
(5) その他の追加的施策

当グループ各社は、ステークホルダーの皆様方に「中央三井トラスト・グループ」をより深くご理解いただくため、今後とも、様々な取り組みを検討・実施してまいります。

以 上

【ご参考資料】グループ態勢・商号等の変更の概要

< 現状 >



< 見直し後 > (平成19年10月1日を予定)

